北海道告示第 10092 号

北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条第7項の規定により、水資源保全地域の指定の区域及び地域別指針の案を、北海道総合政策部計画局土地水対策課及び各水資源保全地域が所在する総合振興局地域創生部地域政策課に備え置いて、令和6年2月12日までの間、縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同日までの間に、縦覧した案について知事に意見書を提出することができる。

令和6年1月30日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 水資源保全地域の指定の区域及び地域別指針(案)
- (1) ア 指定番号 第185号
 - イ 名 称 士別市内大部地区水資源保全地域
 - ウ 指定の区域 士別市上士別町2445番地1、2445番地3から6、2446番地、2789 番地2、3617番地1、5019番地、5020番地1、5020番地3 (士別市 内大部地区水資源保全地域区域図に示すとおり)
 - エ 地域別指針 次のとおり
- (2) ア 指定番号 第186号
 - イ 名 称 大空町東藻琴山園地区水資源保全地域
 - ウ 指定の区域 網走郡大空町東藻琴山園726番地、731番地、733番地1、733番地 5及び6、741番地1、741番地3、742番地(大空町東藻琴山園地区 水資源保全地域区域図に示すとおり)
 - 工 地域別指針 次

称

- 次のとおり
- (3) ア 指定番号
- 第 187 号
 - イ名
- 大空町東藻琴末広地区水資源保全地域
- ウ 指定の区域

網走郡大空町東藻琴末広530番地、531番地1、612番地1、612番 地9及び10、616番地、618番地2及び3、619番地、620番地、621番 地、622番地1から4まで、622番地6から8まで、622番地11及び12、 622番地14、622番地23、622番地25、622番地28及び29、622番地31か ら35まで、622番地37、622番地41、622番地45から52まで、652番地 1から4まで、653番地、654番地1、654番地3、655番地1、655番 地7及び8、656番地1から9まで、657番地1から5まで、658番地 1及び2、659番地1、659番地4、660番地1から12まで、660番地 14から18まで、660番地22、660番地28、660番地30、660番地32、660 番地47、660番地53から60まで、660番地62、660番地64から70まで、 660番地74から105まで、660番地108から110まで、660番地112、661 番地1から3まで、661番地5、661番地6、661番地9、661番地11、 661番地20、661番地22から49まで、662番地、664番地、665番地1及 び2、666番地、667番地1及び2、668番地、670番地1から4まで、 670番地7から13まで、670番地15、671番地、672番地6、678番地1 から4まで、678番地6から8まで、678番地10、678番地12、678番 地14から16まで、678番地18から22まで、678番地24から26まで、678 番地29から31まで、679番地1から3まで、長狭物10209、10210、10218 から10224まで、10235、20105-1000、20106、20108、20111-1000、

20115-1000、20116、30005、30007、東藻琴山園372番地、373番地1から4まで、374番地1から4まで、375番地1及び2、375番地7及び8、375番地10から12まで、376番地、377番地1及び2、378番地1及び2、379番地1及び2、380番地1及び2、380番地5、380番地7から11まで、381番地1、382番地1及び2、長狭物10013から10015まで、10055から10060まで、20005-1000、20006-1000、20025-1000、30006、30112(大空町東藻琴末広地区水資源保全地域区域図に示すとおり)

エ 地域別指針 次のとおり

(各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を 北海道総合政策部計画局土地水対策課及び関係(総合)振興局地域創生部地域政策課に備 え置いて、縦覧に供する。)

2 指定の日

令和6年3月15日(予定)